

産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会
保安検査規格審査ワーキンググループの運営について（案）

平成24年12月28日

産業構造審議会

保安分科会

高圧ガス小委員会

保安検査規格審査ワーキンググループ

1. 本ワーキンググループの位置付け

高圧ガス保安法に基づく保安検査の方法は、学会等民間団体が作成した設備の実態等に即した検査方法を告示で指定している（別紙 保安検査の方法の公示までの手続き）。

当該検査方法を告示として指定するにあたり、透明性・中立性を確保しつつ専門的知見を持って検討・評価を行う必要がある。このため、高圧ガス小委員会に保安検査規格審査ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、学会等の民間団体等から告示指定の申請があった検査方法について検討・評価を実施することが、平成24年11月28日の高圧ガス小委員会で承認された。

2. WGの検討・評価について

（1）WGへの検査規格への付議

経済産業省商務流通保安グループ保安課高圧ガス保安室（以下、「高圧ガス保安室」という。）は、提案された検査規格が下記①から⑥に該当することを確認し、当該検査規格をWGに付議する。

- ①学協会等公的な性格を持つ民間機関（社団法人等）が検査規格を策定している。
- ②検査規格が一般に入手可能である。
- ③高圧ガス保安の分野における中立的な学識経験者及び検査規格の対象となる関係業界団体の技術部門の代表者がそれぞれ一定の割合以上含まれた委員会で検査規格が審議・検討されている。
- ④検査規格を策定した委員会の議事及び議事録が公開されている。
- ⑤提案された検査規格と、高圧ガス保安法省令（一般則、コンビ則、液石則又は冷凍則）及び既存検査規格との関係が明確に示されている。
- ⑥検査規格策定の審議過程において、パブリックコメントが実施されており、パブリックコメントにより寄せられた意見及びその意見に対する対応が公表されている。

（2）WGにおける検討・評価の観点

WGは、高圧ガス保安室から保安検査規格を付議された場合は、以下の観点で保安検

査規格の評価を行う。

- ①検査規格策定のプロセスが、公正・公平・公開を重視したものであること。
- ②技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。
- ③検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されており、その結果、1の対象設備について具体的な1の検査方法が疑義なく決定されること。
- ④検査規格項目毎に示された具体的な手法や仕様について、それが審査時点で最も合理的かつ科学的なものであって、技術的に妥当なものであると判断されること。

(3) WGにおける評価の手順

- ①検査規格の策定機関が、その概要及び検査規格を策定した委員会についての詳細等検査規格策定のプロセスについて説明。
- ②その後、策定機関が、以下の事項について順次説明
 - a：検査規格の技術基準で要求される性能との項目上の対応
 - b：検査規格の既存検査規格との異同。
 - c：既存検査規格と異なる部分についての、具体的な手法や仕様の詳細
 - d：既存検査規格と異なる部分について、技術的に妥当であると判断した理由。
- ③委員は、上記①及び②について質問又は意見を提出し、これらに対し、策定機関が回答する。なお、必要に応じ、高圧ガス保安室が補足的に意見を述べることを妨げない。
- ④質疑応答が終了した段階で、上記(2)の①から④の各項目も踏まえて当該検査規格が検査項目を満たしているか否かについて判断する。なお、検討項目を満たしていないと判断される部分については、理由を付して、当該箇所を明確化する。

(4) 既存規格と重複する設備・施設の検査規格が付議された場合の扱い

既に採用された規格とは別に、それと同じ設備・施設を対象とする検査規格が提出された場合には、既存検査規格と新規の検査規格とを比較し、より適切なものを検査方法として認める。この場合、WGにおいて、既存の検査規格の策定機関が意見表明を行うことを認める。なお、新しい検査規格を検査方法として認めることで、既存検査規格の変更が必要となる場合は、理由を付して当該箇所を明確化する。

(5) WGの決議

WGの決議は、委員の合意を得て行う。

(6) WGの議事については原則公開とする。ただし、議事の内容等を勘案し、WG座長の判断により非公開とすることを妨げない。

(別紙)

